

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説（案）

前文

全ての人には、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

前文は、本条例の制定の目的を明確にするために定めた。

具体的には、①「市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉えること」、②「障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践すること」こそが、誰もが平等である小金井市を実現することの第一歩となることが明らかにされている。

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を

定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

本条は、本条例の制定目的を明らかにしたものである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的として制定された。

本条例は、市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (4) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。
- (5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。

(6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた。

(1) 障害者

「継続的」とは常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは症状が出たり出なかったりする状態を指す。法の国会審議において、継続的には、「断続的なもの、周期的なものも含まれる」との内閣府の答弁があるが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態」とを分かりやすくするため、「継続的又は断続的」と規定している。

また、本条例では、障害者の定義に「難治性疾患」のある者を含み、また継続的だけでなく、断続的であっても「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」も障害者として定義している。

【参考法規等】

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「国基本方針」という。）（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害

に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

(2) 社会的障壁

法第2条第2号と同じ趣旨である。

(3) 合理的な配慮

法は、行政機関に対しては、障害者から社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要という意味が伝えられた時に、双方の建設的対話により負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることを求めている。

法第5条にあるように、施設におけるバリアフリー化や情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上など、不特定多数に対して事前に行われる措置・対応については、必要かつ合理的な配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることが求められる。なお、この環境の整備には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる。

ただし、合理的な配慮は、社会的障壁を取り除くに当たって、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除き行われるものである。

過重な負担については、国基本方針第2第3項第2号を参考として、個別の事案ごとに、要素等（事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況）を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められる。

【参考法規等】

●法

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条（省略）

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条（省略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

●国基本方針（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(4) 差別

法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」をしてはならない

としている。

また本条例は、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いを「しようとする事」も差別であるとしている。

正当な理由の判断の視点は、国基本方針第2第2項第2号を参照

【参考法規等】

●国基本方針（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) ~~正当な理由の判断の視点~~

~~正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発~~

~~生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。~~

(5) 虐待

本条例においては、特に排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為を挙げており、虐待は差別と表裏一体のものとして考え、ここに定義することとした。

(6) 共生社会

本条例が望むべき姿として挙げているのがこの共生社会であり、その定義として「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」であることを定義し、本条例の題名中にもあるように「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」を目指すこととした。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

本条は、本条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際によりどころとすべき基本的な考え方を示したものである。

これを実現するためには、障害を、障害者だけの問題としてではなく、全ての人の問題として認識することが重要である。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要である。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものである。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要である。

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

本条は、市の責務として、法の趣旨や本条例の基本理念にのっとり、障害者の差別解消のための必要な施策を策定し、実施しなければならないことを定めた規定である。

本市としても本条例の策定を契機にまずは、身近なところから啓発活動を進めていきたいと考えている。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

本条は、市民及び事業者の責務を規定しているものである。

共生社会は、市の取組だけで実現できるものではない。市が本条例に基づく施策を実施していくに当たっては、全ての市民や事業者の理解と協力が必要となる。本条の規定は、市民と事業者に対し、社会モデル（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの）で捉えた障害に対する理解を促進し、障害者への差別をなくすための取組に協力を求めるものである。

【参考法規等】

●法

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

本条は、差別の禁止について定めたものである。

本条第1項は、「何人も差別をしてはならない」ということを包括的に規定しているが、そのためには、具体的に何が差別に当たるのかという共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる。

しかしながら、法では、主務大臣が別途分野別の対応指針を定めることとなっており、差別に該当するかしらないかについては、個別具体的な事案において判断されることになる。

禁止事項に対する罰則規定を設けている法令も数多くあるが、本条例では差別行為に対する罰則については規定していない。本条例は共生社会の実現を目指すものであるため、差別した者に対して罰則を課すことによって目的を実現していくという考え方は相応しいものではない。

本条例では、障害者に対する差別に関するトラブルが発生した場合には、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としている。しかし、当事者間で解決が困難であるときは、基幹相談支援センターや小金井市地域自立支援協議会が、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなる。

本条第2項については、社会的障壁の除去のための合理的な配慮について定めた規定である。

ここでは、障害者が障害者でない者と同様に日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重とならない範囲で必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨の規定を設けたものである。

実際の運用においては、直ちに実施できないことも想定される。このことから「負担が過重」（国基本方針（抜粋））かどうかについて、

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

などについて、十分検討し、建設的対話に努めることが重要である。

【参考法規等】

●国基本方針（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及

ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

●建設的対話について（東京都福祉保健局障害者差別解消法Q&A（抜粋））

合理的な配慮の方法は、1つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いの情報や意見を伝え合い、建設的な対話に努めることで、代替となる手段を見つけていくことが大切である。

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

本条は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第3条と同じ趣旨である。

これは、差別と虐待が表裏一体の関係にあると考えられ、重要なことであることか

ら、差別解消のための条例であるが、別途規定したものである。

(合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

本条は、合理的な配慮について多くの号数を割いている。小金井市地域自立支援協議会委員の強い意向で、障害者の地域生活に当たって、合理的な配慮の例示が必要と考えられる分野について規定したものである。

また、その実施に当たっては、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、負担が過重でないときは、実施しなければならない。

(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。

保育、教育及び療育においては、個別性の高さから、「合理的な配慮となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくない。つまり、合理的な配慮をして（日常生活や社会生活に参加する）能力を補った方が良い場合と、子ども自身が支援を受けながら努力して能力を獲得した方が良い場合とがあり、その見極めが難しいことから、合理的な配慮に際しては建設的な対話が必要となる。

(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき

本号は、住居に関する合理的な配慮について規定したものである。

憲法第22条において何人も公共の福祉に反しない限り居住移転の自由が保障されている。ところが、障害者は、障害の理解不足やその人がもつ心身機能への偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっている現状がある。住む場所は、人が生活を営む上で欠かせないもののひとつであり、そのような障壁は除去されなければならない。また、障害者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図る観点から、障害者の居住の場の確保も重要である。そこで、本市では、住居に関する合理的な配慮について規定することとした。

(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。

障害者が安心して暮らすためには、働くための環境の整備は不可欠である。

本号は、就労に係る相談及び支援を行うときの合理的な配慮について規定したものである。

障害者は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせないことが多い。地域において就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人、また様々な機関による連携した支援と情報の共有が重要である。

(4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

本号は、情報保障に関する合理的な配慮について環境の整備について規定したものである。

(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。

特定の障害者にとっての情報のみならず、情報が提供されることは、障害者が主体的に生活するために、必要不可欠である。障害者の情報へのアクセスが障害のない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障害者それぞれの特性を理解し、その特性に応じた配慮が必要になる。

(6) 移動の支援を行うとき。

本号は、移動の支援に関する合理的な配慮について規定したものである。

障害者にとって、「社会参加の促進」「地域での障害者の自立した生活」を支える上で、移動を支援する福祉サービスは重要である。そこで、本市では、移動の支援に関する合理的な配慮について規定することとした。

(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

本号は、道路、建物その他の施設を円滑に利用するための合理的な配慮について規定したものである。

(8) サービスを提供するとき。

本号は、前各号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じている場合を規定したものである。

(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。

本号は、防災に関する事業を実施するときや、災害が発生したときの合理的な配慮について規定したものである。

(10) その他社会的障壁が生じているとき。

本号は、前号まででは、カバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合に、合理的な配慮をするための規定である。

本条第2項は、市民及び事業者に対し、誰もが当たり前地域で一緒に暮らしていくための環境づくりをしていく努力を求めている。

(情報伝達)

第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

本条は、情報伝達について規定したものである。

(相互理解の促進)

第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

本条は、相互理解の促進について規定したものである。

障害者への差別や偏見が生じる要因のひとつとして、障害への理解の不足が挙げられる。障害を理解していないがゆえに、自らの固定化したイメージが先行し、ここから差別や偏見が生まれる。

このような構造は、障害というものを正しく理解すれば、生じることはないものと考えられ、そのためには、市が、市民及び事業者に対して啓発などを進めていくことが求められる。

(教育)

第11条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

本条は、本条例の題名中の「共に学び」にもあるとおり、全ての子どもの健全な育ちにおいて、多様な他者と関わり、関係の作り方を学ぶこと、生活体験を豊かにし、自己を知り他者を知る機会を増やしていくこと、すなわち、育ち合うという体験をすることは必要不可欠なものであり、そのために、教育はとても重要な役割を担っている。

本条例の「個々に応じた教育及び療育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある特性等（障害等）に対して、それに応じた教育と考え規定している。

教育においては、個別性の高さから、「合理的な配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めは難しいため、合理的な配慮の提供に際しては、建設的な対話が必要となる。

(特定相談)

第12条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

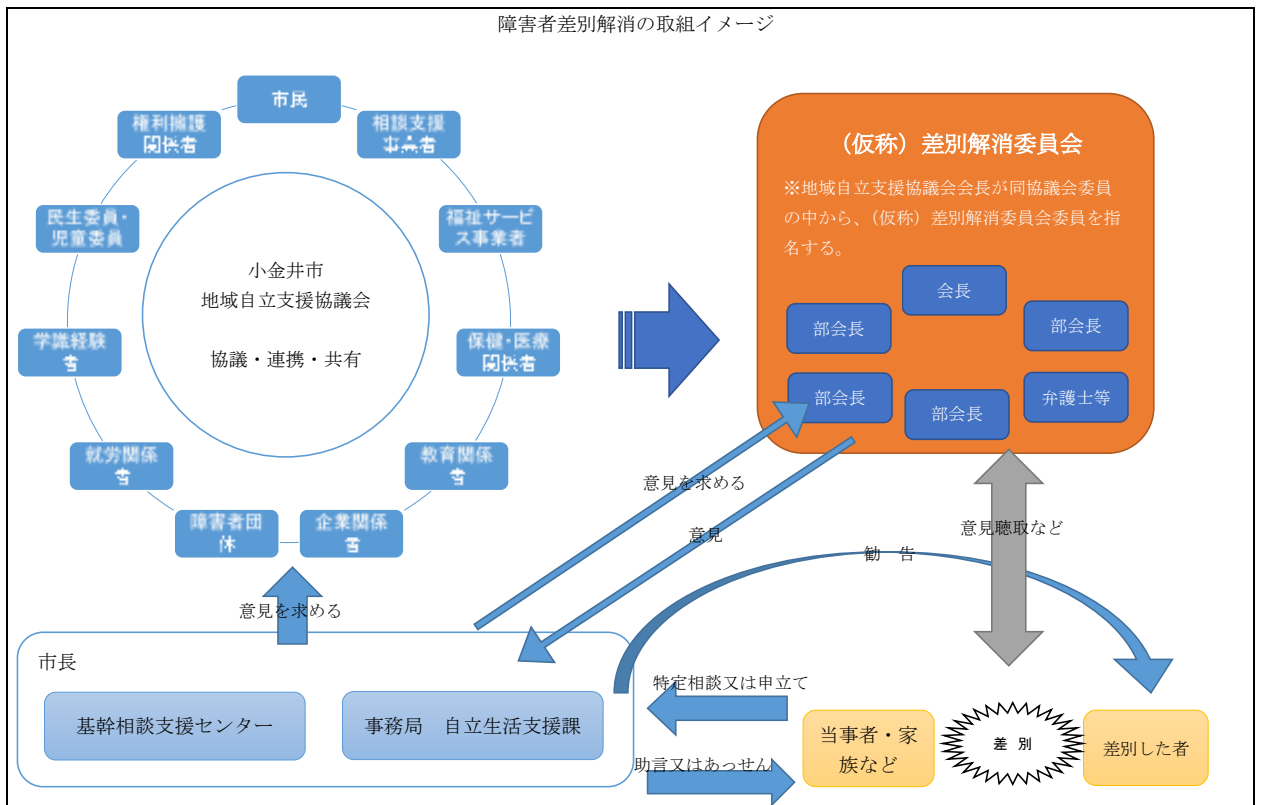
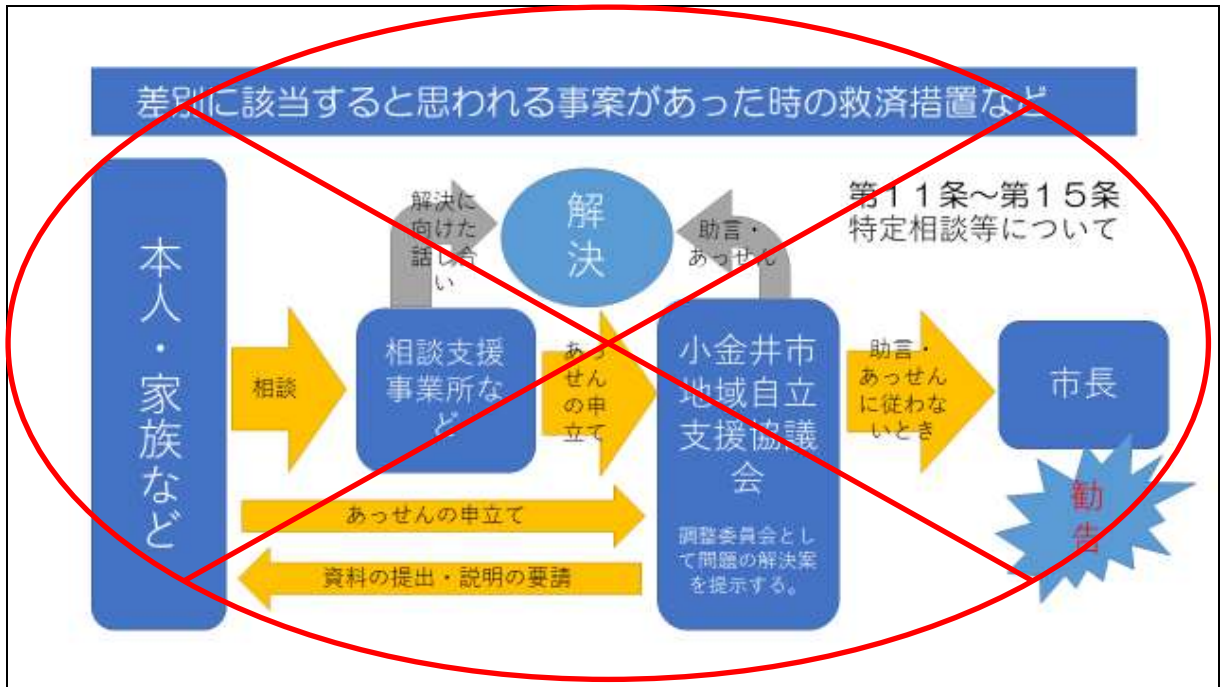
- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

【特定相談等の全体図】



本条は、市として障害を理由とする差別に関する相談を受けることを定めた条文である。

本条第1項は、「障害者及びその関係者」は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談をすることができる規定である。本項に基づく相談を「特定相談」という。

「その関係者」とは、後見人や保護者、家族はもちろんのこと、親しい隣人、友人、勤務先の同僚などのように日常生活又は社会生活において当該障害者とかかわりのある者のほか、事業者も含まれている。

本条第2項の「必要な助言及び情報提供」とは、特定相談の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、特定相談の解決のために助言及び情報提供を行うことである。

「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定している。

「関係行政機関への紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先へ紹介することを業務として規定している。

「次条の申立てに関する援助」とは、相談内容によっては、本人と建設的対話等を積み重ねた上で、助言又はあっせんの申し立てを援助することを業務として規定している。

本条第3項は、特定相談の事務を市だけでなく、基幹相談支援センターに委託できることを規定している。

本条第4項は、特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定している。

(助言又はあっせんの申立て)

第13条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申し立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関係する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申し立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申し立てをすることができない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。
 - (2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
 - (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
- 4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあつせんの申立てに関する規定である。

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことをいい、「あつせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことを指す。

本条例に規定する助言又はあつせんの手続は、裁判外で障害者に対する差別に絡んだ紛争を解決しようとする手続ではあるが、①障害者からの申立てがあれば、その相手方は調査に協力しなければならないこと、②助言又はあつせんに従わない者に対して、市長が勧告することができることとしている点で、通常の裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）とは異なっている。

「審査請求その他の不服申立て」とは、再審査請求など行政庁の処分に対して不服のある者が、法律の手続に従って関係行政庁に対して行うことを言う。

（対象事案の調査）

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することが

できる。

本条第1項は、市長に対して、助言・あっせんの申立てがあった場合、事案の解決に当たり、事実関係を解明する必要があることから、市長は基幹相談支援センターと連携して事実関係について調査できることを規定するとともに、調査の対象者に協力義務を課している。

「調査」とは、相手方の協力に基づいて、事情を伺ったり、状況を確認するなどの活動をいい、無断で住居に立ち入ったり、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれない。小金井市地域自立支援協議会が意見を出すために必要な情報を収集する活動である。

「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない外的事情により調査に応じることができない場合などが考えられる。

本条第2項は、市長は正当な理由なくこの調査に協力しない場合は、調査に協力するよう勧告することを規定している。

(助言及びあっせん)

第15条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんに関する規定である。

本条第1項は、市長に対して、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てがあった際に、この事実調査を行った結果、助言又は

あっせんを行うか否かを判断するに当たって必要がある場合、市長から小金井市地域自立支援協議会へ意見を求めることを規定している。

本条第2項は、小金井市地域自立支援協議会が、助言又はあっせんを行うか否かを判断するのに当たり、障害者及び関係者に対して、説明もしくは意見を聴き、資料の提出を求めることができることを規定している。

本条第3項は、市長が、助言又はあっせんを行うことを判断するに当たって、小金井市地域自立支援協議会の意見に基づくことを規定している。

(勧告)

第16条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

本条は、勧告について定めたものである。

市長は、第15条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができることを規定している。

「正当な理由なく」とは、災害や長期入院など、差別をしたと認められる者が、助言又はあっせんに従うことのできないやむを得ない事情がある場合などが考えられる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、これから定める「障害者が市長に対して助言又はあっせんの申立てをする際の申込書の様式」などについて、別に要綱等で定めていること等に対する委任である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

付則第1項

「別に規則で定める日から施行」とは、本条例可決後に、早期の施行を目指しているものである。

付則第2項

「施行後3年を目途」としての見直しは、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の推移等に沿って、変えていくことを想定している。